

2020年3月16日
中部電力株式会社

「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（低圧）」の 分社化に伴う契約承継について

平素は、当社事業に格別のご高配賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて当社は、2020年4月1日を効力発生日として、一般送配電事業、小売電気事業に関して有する権利義務を、それぞれ会社分割の方法により、当社の100%子会社に承継させ、ホールディングスカンパニー制へ移行することといたしました。

これに伴い、低圧の再生可能エネルギー発電設備からの電力受給の際に締結しております、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（低圧）」における当社の契約上の地位及びこれに付随する権利義務について、当社の販売カンパニーが営む電気販売事業に属するものについては中部電力ミライズ株式会社が承継^{※1}し、当社の電力ネットワークカンパニーが営む一般送配電事業者に属するものについては中部電力パワーグリッド株式会社が承継^{※2}いたします。

※1 「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（中部エリア）（2020年4月1日実施）」にもとづく契約に承継いたします。

※2 「発電設備系統連系契約要綱（低圧連系）（2020年4月1日実施）」にもとづく契約に承継いたします。

また、同日より、契約要綱における検針および計量等その他の送配電に係る事項については、中部電力パワーグリッド株式会社が、中部電力ミライズ株式会社との契約にもとづき実施いたしますが、発電者さまにおかれましては、当社が別に公表しております「託送供給等約款（2020年4月1日実施）」における発電者に関する事項（給電指令（出力抑制）の実施、託送供給等にもなう協力、発電場所の立ち入り等）について、遵守いただくことが必要となりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

それぞれの要綱等の詳細につきましては、以下の Web サイトにてご確認ください。

当社HP [「再生可能エネルギー発電設備からの電力購入に係るご契約について 要綱・指針・法令など」](#)
[「託送供給などのご案内 託送供給等約款など」](#)